

あけまして  
おめでとう  
ございます



# FP NEWS

TAX & ASSET  
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **吉田 聡**

〒102-0093  
東京都千代田区平河町1-7-22  
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 13日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

### ワンポイント 青色申告特別控除の見直し

令和2年分以後の所得税から、青色申告特別控除のうち、正規の簿記の原則で記帳している場合の控除額65万円が55万円に引き下げられました。ただし、自宅等からのe-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存をしている場合は、引き続き控除額が65万円となります。なお、10万円控除は変更ありません。

## 1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出  
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出  
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付  
1月10日  
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等) 1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告  
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告  
(年3回の場合) 1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告  
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出  
1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分) 1月31日  
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

# ▼ 一月固有の業務 ▲ ▼ 各種法定調書と ▲ 償却資産申告書の作成 ▲

令和元年分の源泉徴収事務は、年末調整で一応の締めが終わっています。令和二年一月には、この年末調整の結果を受けて、給与の支払者は、原則として一月末までにその支払いの明細を記載した「給与所得の源泉徴収票」など、いわゆる法定調書を作成し、所轄税務署や受給者の住所地の市町村などに提出することになります。

また、固定資産税の徴収について、市町村では把握できない償却資産について事業所から「償却資産申告書」という形で原則一月末を期限として提出することになっています。

これら一月固有の業務について、以下ポイントを整理してみます。

## I 法定調書 ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼

法定調書には多くの種類がありますが、類出項目として以下の三種の法定調書のポイントを整理すると次のようになります。

### 1. 給与所得の源泉徴収票

【税務署提出を要する範囲】  
左頁の図表1のとおりです。

「給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）」は、提出範囲にかかわらず、すべての受給者について作成の上、一月末日までにそれぞれの受給者に交付することになっています。

なお、受給者交付用へのマイナンバー記載は不要です。

また、給与支払報告書と同時作成できるように、四枚又は

三枚複写となっています。

### 2. 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書

【税務署提出を要する範囲】

令和元年中に講演料や外交員報酬など所得税法第二〇四条第一項等に規定する報酬・料金等を支払った者は、同一人に対する支払金額の合計が一定額を超える場合に提出します。

### 3. 不動産の使用料等の支払調書

#### (1) 提出義務者

令和元年中に不動産、不動産の上に存する権利、総トン数二〇トン以上の船舶・航空機の借受けの対価等を支払った法人や不動産業者である個人。

#### (2) 支払調書の提出範囲

同一人に対する令和元年中の支払金額の合計が一五万円を超えるもの。

なお、法人に支払われる不動産の使用料等については、地上権、不動産等の賃借権、その他土地の上に存する権利の設定による対価がない場合

には、提出は不要です（主に個人の不動産所得のチェックに使われるためです）。

### 4. 提出方法

法定調書の提出方法は、税務署への持参や郵送のほか、書面による提出に代えてe-Tax（国税電子申告・納税システム）や法定調書の記載事項を記録したCD、DVDといった光ディスク等による提出もできます。

なお、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべき法定調書の枚数が一、〇〇〇枚以上の法定調書については、e-Tax又は光ディスク等による提出が義務化されています。

## II 給与支払報告書 ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼

給与支払事業者は、住民税の特別徴収の資料とするために、一月末日までに受給者の一月一日現在居住する市町村長宛に「給与支払報告書」（源泉徴収票と複写で書けるもの二枚）と総括表を提出します。

なお、提出の期限を大幅に過ぎると、六月からの課税（納付）

に間に合わない場合があるので注意が必要です。

### Ⅲ 償却資産申告書

#### 1. 申告すべき資産

令和二年一月一日現在において現存する事業用償却資産（他に貸しているものを含みます）について申告します。

具体的には、図表2に掲げるようなものです。

間違いやすい点として、租税特別措置法による「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により三〇万円未満の減価償却資産を必要経費又は全額損金算入した場合、申告対象となります。

#### 2. 申告の方法

(1) 前年度（平成三十一年度）に申告した者……増減申告

平成三十一年一月二日から令和二年一月一日現在までの間に、増加・減少のあった資産について申告します。

(2) 今年度初めて申告する者……全資産申告



令和二年一月一日現在所有する全資産について申告します。

#### 3. 免税点

課税標準の合計額が一五〇万円未満の場合は、課税されません。

#### 4. 納期

納期は四月、七月、十二月及び翌年二月の四回です（市区町村によって異なる場合があります）。

図表1 給与所得の源泉徴収票の提出範囲

受給者の区分		提出範囲
年末調整をした者	(1) 法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者）及び現に役員をしていなくても令和元年中に役員であった者	令和元年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する者）	令和元年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの
	(3) 上記(1)及び(2)以外の者	令和元年中の給与等の支払金額が500万円を超えるもの
年末調整をしなかった者	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ 令和元年中に退職した者、災害により被害を受けたため、令和元年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた者 令和元年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの。ただし法人の役員の場合には50万円を超えるもの
		ロ 令和元年中に主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった者 全部
	(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（給与所得の源泉徴収税額表の月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	令和元年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの

図表2 種類別資産例

資産の種類	主な償却資産の例示
1. 構築物	看板（広告塔）、井戸、門、塀、庭園その他土地に定着する土木設備など
2. 機械及び装置	電気機械、化学機械、建設機械、印刷機械、起重機その他物品の製造、加工修理などに使用する機械及び装置など
3. 船舶	ボート、貨物船、漁船、客船など
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5. 車両及び運搬具	ホイールクレーン、フォークリフトなどの特殊自動車（自動車税及び軽自動車税の課税対象は除く）など
6. 工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、プリンター、計算機、レジスター、応接セット、テレビ、陳列ケース、測定工具、切削工具など

## 新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

給与所得控除額を引き下げる改正が令和2年分から適用されることに伴い、給与所得の源泉徴収税額表等が本年1月から変更されています。

昨年10月の消費税率引上げが経済に影響を及ぼさないよう政府が消費活性化策として実施している「中小店舗でのキャッシュレス決済によるポイント還元」は本年6月末で終了しますが、ポイント還元終了後には、マイナンバーカード所有者が一定の手続をした場合に、「〇〇ペイ」等の決済手段に現金をチャージすれば、国が負担する一定のプレミアム分が上乘せされ買い物などに利用できる「マイナポイント」が付与される新たな消費活性化策がスタートする予定です。

正社員とパートタイマー等との間での賃金格差を是正するため同一労働同一賃金の実現を目指す「パートタイム・有期雇用労働法」が本年4月から施行（中小企業は1年後の施行）されますので、企業の対応が求められます。

いよいよ夏には、オリンピック、パラリンピックが日本で行われます。選手の活躍とともに、その経済効果にも期待したいものです。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

### 財産債務調書制度

## ストックオプションを保有しているとき

ストックオプションを保有している場合でも、その年の12月31日が権利行使可能期間内に存しない場合は、財産債務調書に記載する必要はありません。権利行使期間内に存する場合には、そのストックオプションの権利の価額について目的となっている株式の種類に応じて、次の算式で計算した金額をその財産の価額として財産債務調書に記載します。

（「その年の12月31日におけるストックオプションの対象となる株式の価額」－「1株当たりの権利行使価額」）×「権利行使により取得することができる株式数」

「その年の12月31日におけるストックオプションの対象となる株式の価額」は、上場株式等の場合は取引所等が公表するその年の12月31日の最終価格、また、非上場株式等の場合には、純資産価額に自己の持分割合を乗じる等で価額を算定します。

## ふるさと納税で自治体から謝礼を受けたとき

ふるさと納税をすると、地方公共団体から謝礼として特産品等を受けることがあります。

このように寄付者が特産品を受けた場合の経済的利益は課税されるのでしょうか？

所得税法上、各種所得の金額の計算上収入すべき金額には、金銭以外の物又は権利その他経済的利益の価額も含まれます。ふるさと納税をして受け取る特

産品に係る経済的利益は、所得税法で規定する非課税所得のいずれにも該当せず、また、地方公共団体は法人とされているため、法人からの贈与により取得するものと考えられます。したがって、特産品に係る経済的利益は一時所得に該当し、五〇万円の特別控除額を超えると確定申告が必要となる場合があります。

# 貸借対照表に 注目しよう



毎月貸借対照表の動きを確認している中小企業の経営者や幹部の方はどれくらいおられるでしょうか。損益計算書ばかり見ていないでしょうか。

例えば、経理担当者に利益が出ているのに何でお金足りないんだと文句を言っていますか。もちろん資金繰り表を作成してお金の動きを把握することも重要なことですが、まずは貸借対照表の内容を確認することも非常に大切です。

経理担当者や会計事務所任せにせず、経営者や幹部の皆さんも貸借対照表をちゃんと理解しましょう。

## I. 資産の動きに注目

貸借対照表に示された科目や残高には、それ自体とても意味があることですが、この残高には必ず過程があります。まずは代表的な科目の過程に注目してみましよう。

### 1. 現金・預金

一番大事な貸借対照表の資産項目です。会社は現金で始まり現金で終わるといっても過言ではありません。

いくら利益が出ていてもお金が減少していることもありまが減少が無くなると死(倒産)が訪れます。「現金・預金」残

### 2. 売掛金

高は常に増加傾向が望ましいですが、減っている場合には何故そうなったのか原因や過程を確認する癖をつけておきましょう。

貸借対照表の資産項目です。製品・商品の販売やサービスの提供など、企業の主たる営業取引から発生する未回収のもので通常一年以内に現預金で回収が見込まれるものです。利益が出ていても、この残高が増えている場合にはお金足りなくなる可能性もあります。少しでも増えてきていけば過程を確認し、いつ発生したのか、本当に回収できているかを確認する癖をつけておきましょう。

### 3. 借入金

貸借対照表の負債項目です。まずは、金融機関からの借入金なのか、役員からの借入金や関係会社からの借入金なのか把握しておく必要があります。できれば役員からの借入金は、役員借入金、関係者からの借入金等科目を区分しておくとういでしょう。

### 4. その他

さて、残高を確認したときに、借入金三、〇〇〇万円と記載されているとします。この残高はもろもろ重要ですが、いつ発生したものなのかの過程がさらに重要となります。一年前には五、〇〇〇万円であって二、〇〇〇万円返済して三、〇〇〇万円になったのか、あるいは資金繰りで足りなくなり三ヶ月前に三、〇〇〇万円借りたものなのか。どちらも結果は残高三、〇〇〇万円です。

貸借対照表の数値を眺めているだけでは、本当の姿は見えないので、過程を必ず確認するようにしましょう。

上記1〜3及びその他の科目に共通することですが、動きに注目すると同時に着目していく方がよい点があります。

それは、①本当に存在するものか、②価値はどれくらいのものか、③誰のものか、の3点です。

① 本当に存在するものか  
例えば、既に退職していて連絡のとれない従業員への立

替金や仮払金、過去粉飾して  
いた場合の売掛金や棚卸資産  
の残高、既に解約済みの保険  
積立金等が計上されていませ  
んか。

② 現在の価値はどれくらいな  
のか  
これらの資産が計上されて  
いると見栄えはよい貸借対照  
表になっていきますが、実際  
は存在していないもので錯覚  
をおこしてしまいます。逆に  
債務も同様です。税務上とも  
絡みませんが計上されていま  
常に注視しておきましょう。

③ 誰のものか  
土地や有価証券等は実際に  
は値下がりして半分の価値も  
ないかもしれません。このよ  
うに①と違って現在ある資産  
は、本当はどれだけの価値が  
あるのかを概算でも把握して  
おくのも重要です。

資産だから全て自社のもの  
だと思っていないませんか。借入  
して購入しているものや、担  
保に取られている場合、ある  
いはリース資産等は自社のも  
のでしょうか。実際には、自  
社のものでないかもしれませ

ん。  
結局、資産が増えていても  
自社の努力で増えていない可  
能性もありますし、そのよう  
に考えることも非常に重要で  
す。

## II. 貸借対照表の経営指標

貸借対照表の数値のみで分析  
する経営指標も非常に重要で  
す。実際の会社の数字を分析し  
てみて経営の状態を分析して  
みましょう。

### 1. 純資産

純資産とは、会社の総資産か  
ら総負債を差し引いた純粋な資  
産価値のことです。言い換えれ  
ば資本金+過去積み上げてきた  
利益の合計と言えます。

中小企業の場合は、会社の売  
買価値と考えても差し支えあり  
ません。もちろん「純資産」残  
高は常に増加傾向が望ましく。  
最低でも横ばいをキープするこ  
とが大切です。

### 2. 当座比率

当座比率は企業の支払能力を

示す経営指標です。

当座比率は、一年以内に現金  
化される流動資産の中でも換金  
性の高い現金、売掛金、受取手  
形等の当座資産と一年以内に支  
払期限が到来する流動負債を用  
いて算出し、優良水準は一二〇  
％と言われています。

算式・当座比率Ⅱ（当座資産／  
流動負債）×一〇〇

### 3. 流動比率

流動比率は会社の支払能力を  
示す経営指標です。流動比率  
は、一年以内に現金化される流  
動資産と一年以内に支払期限が  
到来する流動負債を用いて算出  
し、一五〇％以上が望ましいで  
す。

算式・流動比率Ⅱ（流動資産／  
流動負債）×一〇〇

### 4. 固定比率

固定比率は購入した固定資産  
が自己資金でどの程度まかなわ  
れているかを示す経営指標で  
す。

固定比率が小さければ自己資  
本の占める割合が大きく、固定  
比率が大きければ自己資本の占

める割合が小さいということに  
なり、一〇〇％以下が望ましい  
です。

算式・固定比率Ⅱ（固定資産／  
自己資本）×一〇〇

### 5. 負債比率

負債比率は返済義務のない自  
己資本と返済義務のある負債  
（他人資本）のバランスを示す  
経営指標です。

負債比率が小さければ返済余  
力が高く、負債比率が大きけれ  
ば返済余力が低いということに  
なり、一〇〇％以下が望まし  
いです。

算式・負債比率Ⅱ（負債／自己  
資本）×一〇〇

### 6. 自己資本比率

自己資本比率は会社の総資本  
（負債の部+資本の部の合計）  
に占める自己資本の構成比率の  
ことで、会社の資本力や安定経  
営の度合を示す経営指標であ  
り、優良水準は五〇％以上です。  
算式・自己資本比率Ⅱ（自己資  
本（純資産）／総資本（負債  
の部+資本の部の合計））×  
一〇〇

## オフィスの防寒対策

一年で一番寒い季節がやって来ました。オフィスワーカーの皆さん、仕事中の防寒対策はどのようになさっていますか。

エアコンがないというオフィスはほぼないでしょう。しかし、設定温度は会社によっては決められている場合もあり、また人それぞれ適温は違うものです。

特に一日中パソコンに向かって座りっぱなしの場合、体全体が凝り固まり、血行も悪くなって余計に冷えてしまいます。冷えを我慢し続けることは体にも良くなく業務効率を下げます。企業としても早めに働きやすい環境を整えましょう。

### 〈体を外側から温める〉

寒さは大体足元から感じるものです。足元を温めるグッズをご紹介します。

#### ・足元ヒーター

床に置いて足を乗せるもの、机の裏側や引き出しの側面に張り付けるパネル型のもの、コの字型の薄いパネルを立ててひざ下全体を温めるもの等、様々な形があります。

・ひざ掛け、座布団

USB電源で発熱するタイプのものがより暖かくおすすめです。

#### ・カイロ

使い捨てカイロもありますが、最近は充電式カイロが色々出ていておすすめです。表面温度が選択できるものもあり、かじかむ指先を温めてくれます。

### 〈体を内側から温める〉

温かい飲み物で体を内側から温めましょう。ただし、コーヒーや緑茶など体を冷やす飲み物もあります。紅茶やウーロン茶、生姜湯等の体を温める飲み物を選びましょう。

### 〈体を動かす〉

時々立って、ストレッチで凝りやすい肩回りをほぐしたり、ふくらはぎを伸ばしたりして血行を良くするようにしましょう。寒さ対策になるだけでなく、気分がすっきりして仕事もはかどりますね。

## 国民の祝日

令和2年、2020年が始まりました。今年はいくつかの国民の祝日に変更となります。

まず、お代替わりにより天皇誕生日が2月23日となります。今年23日が日曜日のため、月曜日が振替休日です。

また、東京オリンピック・パラリンピック等の開催に伴い、例年7月の第3月曜日にあたる「海の日」は、オリンピック開会式前日の7月23日に、10月の第2月曜日にあたる「体育の日(令和2年以降、スポーツの日と名称が改められます)」は開会式当日の7月24日に、さらに8月11日にあたる「山の日」は閉会式翌日の8月10日に変更され、こちらは4連休・3連休となります。

企業にとっても従業員の出勤日の調整が必要かと思います。1年間の予定をあらかじめ決定して経営に穴があかないように注意が必要です。

## 手書きのメッセージ

冬は、年賀状や寒中見舞などのやり取りで普段よりも人とのつながりを感じる時季です。どなたに年賀状を送ろうかあれこれ考えたり、思いがけない方から年賀状が届いて驚きつつも嬉しく感じたり……。特に、その中に一文でも手書きのメッセージがあると、よりその方の心が伝わってきます。例えば、職場に送られてくる書類でも時候の

挨拶やねぎらいの言葉などが手書きで添えられていると大変印象に残り、嬉しい気持ちになります。

機会がありましたら、皆さんも手書きの手紙やメッセージを送ってはいかがでしょう。気持ちが伝わりビジネスチャンスが広がると思います。

# 雇用型

## テレワークの 導入と実施



労働者が情報通信技術を利用して行う事業場外勤務（テレワーク）は、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であることから、子育て、介護と仕事の両立手段となるとともに、ワーク・ライフ・バランスに資することができ、多様な人材の能力発揮が可能となります。

その一方で、テレワークを行う上での問題や課題等として、企業側からは「労働時間の管理が難しい」等が、労働者側からは「仕事と仕事以外の切り分けが難しい」、「長時間労働になりやすい」等の点がそれぞれ挙げられています。

今回は、平成三十年二月二十二日に策定された「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」<sup>(注)</sup>を基に、テレワ

クの導入及び実施時の留意点等について説明します。

(注) このガイドラインは、「雇用している労働者」をテレワークで就業させるときの留意点に触れたものです。注文中から委託を受け、「自営型」でテレワークを行っている者（原則として労働関係法令が適用されません）との契約条件等に関する留意点は、厚生労働省ホームページ等に公開されている「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」をご確認ください。

### 一 労働基準法の適用

テレワークを行う労働者にも、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用されます。

#### (一) 労働条件の明示

テレワークを行わせる者に対し、「就業の場所」としてテレワークを行う場所を明示します。労働者が自由に働く場所を選択できるモバイル勤務を行う者に対しては、就業の場所についての許可基準を示した上で、「使

用者が許可する場所」といった形で明示することも可能です。

#### (二) 労働時間制度

##### ① 労働時間の把握

厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、適切に労働時間管理を行う必要があります。

労働時間の記録は、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録することとされていますが、やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合は、当該ガイドラインに沿った運用（十分な説明、実態調査・補正、適正な自己申告を阻害する措置を設けない等）をしていきましょう。

##### ② 中抜け時間

業務から離れる時間（いわゆる中抜け時間）については、使用者が業務の指示をせず、労働者が労働から離れ、自由に利用することが保障されている場合は、「休憩時間」や「時間単位の年次有給休暇（労使協定の締結が必要）」として取り扱うことが可能です。

##### ③ 移動中のテレワーク

移動時間中に行った作業等のうち、使用者の明示又は黙示の指揮命令下で行われるものは、労働時間に該当します。

なお、午前中だけ自宅勤務をし、午後から会社に出勤するなど、勤務時間の一部でテレワークを行う場合は、移動時間があるか否かにより判断されることになります。使用者が移動することを労働者に命ぜることなく、単に労働者自身の都合により就業場所間を移動し、その自由利用が保障されている時間は休憩時間として取り扱うことが可能です。

##### ④ フレックスタイム制

テレワークにおいても、フレックスタイム制を活用することが可能です。例えば、労働者の都合に合わせて、始業や終業の時刻を調整することや、オフィス勤務の日は労働時間を長く、一方で在宅勤務の日の労働時間を短くして家庭生活に充てる時間を増やす等の運用が可能です。フレックスタイム制では、始業及び終業の時刻を労働者の決



定に委ねることとなりますが、この場合も使用者は、労働時間の把握を適切に行わなければならないことに留意を要します。

⑤ 事業場外みなし労働時間制  
テレワークにより労働者が事業場外で業務に従事した場合であつて、使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間を算定することが困難な場合は、次のアとイのいずれも満たすときに、労働基準法三八条の二の事業場外労働のみなし労働時間制が適用されます。

ア 情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと

これは、情報通信機器を通じて使用者の指示に即応する義務がない状態を指します。例えば、回線が接続されているだけで、労働者が自由に情報通信機器から離れることや通信可能な状態を切断することが認められている場合や、会社支給の携帯電話等を所持しているも、労働者の即応の義務が課されていないことが明らかである場合等は

「使用者の指示に即応する義務がない」場合に該当します。随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないこと

「具体的な指示」には、当該業務の目的、目標、期限等の基本的事項を指示することや、これら基本的事項について所要の変更の指示をするとは含まれません。

### ⑥ 裁量労働制

専門業務型裁量労働制や企画業務型裁量労働制の要件を満たし、制度の対象となる労働者も、テレワークを行うことが可能ですが、使用者は労働者の健康確保の観点から、決議や協定において定めるところにより、勤務状況を把握し、適正な労働時間管理を行う責務を有します。

### ⑦ 休憩

労働基準法では、原則として、休憩時間を一斉に付与することを規定していますが、テレワークを行う労働者については、労使協定を締結し、一斉付与の原則を適用除外とすることが可能です。

### ⑧ 時間外・休日労働

法定労働時間を超え、または法定休日に労働させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定届（三六協定）」の締結、届出及び割増賃金の支払が必要で

### 二 長時間労働対策

テレワークについては、労働者が使用者と離れた場所で勤務をするため、長時間労働を招くおそれがあることも指摘されており、使用者は、長時間労働による健康障害防止を図ることが求められます。参考までに、長時間労働の防止例を掲げます。

#### ① メール送信の抑制

役職者等から労働者に対する時間外、休日又は深夜におけるメール送信の自粛をさせる。

#### ② システムへのアクセス制限

外部のパソコン等から深夜・休日はアクセスできないよう設定する。

#### ③ 時間外・休日・深夜労働の原則禁止

時間外・休日・深夜労働を原則禁止とすること又は使用者等による許可制とする。

#### ④ 長時間労働等を行う労働者

### への注意喚起

長時間労働が生じるおそれのある労働者や、休日・深夜労働が生じた労働者に対して、労働時間の記録や、労務管理システムを活用して注意喚起を行う。

### 三 その他の留意事項

#### (一) 労働安全衛生法

労働安全衛生法等の定めに基づき、健康確保措置（①健康診断（定期健診等）、②長時間労働者に対する医師による面接指導、③ストレスチェック）を実施します。これらの結果を受け、必要に応じ事後措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少など）を講じます。

また、照明、室温・湿度など作業環境の整備について助言を行うことが望ましいです。

#### (二) 労働災害の補償

テレワークにおける災害（私的行為など業務以外が原因であるものを除く）は、業務上の災害として労災保険給付の対象となります。業務上の災害が生じたときの対応をあらかじめ周知しておくとういでしょう。

## ハローワークのサービス充実

令和2年1月6日より、ハローワークインターネットサービスにおける機能の充実などの環境整備が行われます。

主な変更は次の3点です。

### (1) インターネットサービスをリニューアル

従来のインターネット上の求人情報は、ハローワーク内で見ることのできる情報のうち一部のみが公開されていましたが、自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンからインターネットを通じて、ハローワーク内に設置されたパソコン(検索・登録用端末)と同じ情報を見ることができるようになります。なお、求人情報の公開範囲(すべての情報を公開・事業所名など一部情報を含まないものを公開・インターネット上に求人情報を公開せず窓口での情報提供)は、選択をすることができます。

### (2) 「マイページ」の開設

「求職者マイページ」では、お気に入りの求人や求人検索条件の保存が可能になります。

「求人者マイページ」では、オンライン求人申込みやハローワークへの採否連絡などのサービスが利用できます。

マイページの開設手順は、ハローワークインターネットサービス上に公開されたリーフレット等によりご確認ください。

### (3) 充実した求人情報

求人票の様式が変わり、労働条件やPR情報など求人情報が詳細(A4片面からA4両面)になります。

1月6日より前に申し込んでいる求人については、追加登録様式を用いて追加登録や更新を行います。

なお、様式変更に伴い登録情報欄の削除や文字数減少となる項目(超過部分は非表示)もありますので、求人内容に変更が無い場合であっても新様式の項目に基づいて見直しをしておくといでしょう。

## 生活習慣病予防健診の申込み不要へ(協会けんぽ)

協会けんぽでは、生活習慣病の予防や早期発見のため、生活習慣病予防健診の実施や、健診費用の一部補助が行われています。

生活習慣病予防健診を受診するには、現在、協会けんぽへの申込みが必要ですが、令和2年4月1日受診分から協会けんぽへの申込みが廃止され、加入者(被保険者)・事業主から健診実施機関に対してのみ、予約申込みを行うこととなります。

健診実施機関に予約申込みを行う際には、保険証に記載されている記号・番号・保険者番号、生年月日や受診する健診項目、健診予定日等の情報を伝えます。

また、令和2年度受診分からは、毎年3月に送付していた申込書に代えて、健診対象者の情報を記載した生活習慣病予防健診対象者一覧が送付されます。

この一覧は申込書ではないため、協会けんぽへの提出は不要です。

## 賃金の非常時払い(労働基準法)

使用者は、労働者又はその収入によって生計を維持する者が、出産、疾病、災害、結婚、死亡またはやむを得ない事由により一週間以上にわたって帰郷する場合、その費用に充てるために請求があったときは、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならないとされています。

「疾病、災害」は業務上・業

務外を問いません。「既往」とは、請求時以前を指し、所定の賃金支払日前であっても既に働いた分の賃金を支払います(月給・週給等の場合は日割計算しますが、非常時払いの趣旨から、使用者が善意に概算した額を払えば足りると解されています)。なお、労務の提供がない期間に対する賃金支払義務はありません。



# 高齢化社会の労災



## 高齢者雇用

日本では、平成6年に60歳未満を定年とすることを禁止する法律が施行されたから、事業主が従業員の定年を定める場合には、定年年齢を60歳以上としなければなりません。そして平成25年4月に、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部改正法が施行され、定年年齢を65歳未満に定めている事業主については、「65歳までの継続雇用制度の導入」または「定年の廃止」のいずれかを選択しなければならなくなりました。継続雇用制度とは、雇用している高年齢者本人が希望すれば、定年後もその人を引き続き雇用する制度です。定年を65歳に引き上げることが義務化されたわけではありませんが、希望者は全員、雇用を継続しなければなりません。

## 労災の高齢化

継続雇用制度が導入されたことで、高年齢労働者の労働災害も増加しています。

厚生労働省の「労働者死傷病報告」によると、平成27年における休業4日以上の労働災害の発生件数は約11万件で、そのうち5万件以上を50歳以上の労働者が占めていました。60歳以上に限ってみると、平成27年度は約2万7千件発生

し、平成元年と比べて件数は減少していません。一方、労働災害全体の発生件数は平成元年と比べると半数に減少していることから、労働災害全体に占める高齢者の割合は増えているといえます。

## 業種別の労災

厚生労働省は昨年5月に、平成30年の労働災害発生状況を公表しました。これによると、休業4日以上の労働災害の発生件数は約12万7千件で、前年と比較して約6%増加しました。これを業種別にみると、社会福祉施設(9.2%増)や小売業(7.7%増)、陸上貨物運送事業(7.6%増)の増加が目立ちます。労働災害というと建設業や製造業に多いイメージがありますが、近年、介護施設やコンビニなどの小売業で増えているのは、労働者の高齢化が影響しているからといえるでしょう。

事故の型別をみると、転倒(12.4%増)や高所からの墜落・転落(4.2%増)、動作の反動や無理な動作による腰痛(4.8%増)が目立って増えているようです。製造業についての平成25年の調査でも、50歳以上は転倒や墜落・転落の割合が高く、加齢に伴う身体的・精神的機能の低下によって労働災害が発生しやすくなっていることが伺えます。

## 労災に対する企業の取組

味の素株式会社川崎事業所では、高年齢のパート労働者が工場の生産ラインで重い物を取り扱うことで発生する、転倒や腰痛といった労働災害を防止する対策を実施しています。この工場は冷凍食品を取り扱うので、床に霜が付着したり油や粉などが飛び散ったりして、床が滑りやすくなるのが発生の原因でした。そこで、工場内に近赤外線照射装置を取り付けて床に霜が付着しないように改善することや、滑りにくい靴底の靴を採用することなどの対策を講じました。また、滑りやすい床を歩く体験を従業員にさせることで転倒の危険性を実感してもらったり、身体機能低下のセルフチェックを行うといった社員教育も実施しています。

トヨタ自動車では、平成24年時点で60歳以上のライン業務従事者は326人でした。これが10年後には1,500人に達し、その後も増加すると見込んでいます。そこで平成25年度から、「いきいき健康プログラム」を実施しています。

このプログラムは、転倒や腰痛などに特化した高年齢者対策ではなく、工場ラインの業務に従事できる体力レベルを維持することを目的としているところに、特長があります。

## 健康増進法の改正

平成30年7月に、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。この改正では、望まない受動喫煙を防止するため、多くの人が利用する施設などについて、一定の場所を除いて喫煙を禁止することと、その施設の管理者が喫煙室の設置などを講じることが定められました。特に、健康への影響が大きいと考えられる20歳未満の人や患者などが利用する施設については、より徹底した受動喫煙対策が必要になります。

この法律では、国や地方自治体などが受動喫煙を防止するための措置を推進することや、喫煙者が喫煙をする際に周囲の状況への配慮義務を課すことについては昨年の1月から、学校や病院・児童福祉施設などでは、原則的に敷地内を禁煙とすることが昨年7月から施行されています。そして、今年4月からは、それ以外の施設について、原則的に屋内が禁煙になります。

今年4月からは…

オフィスや商業施設などでは、原則的に屋内では禁煙になります。ただし、一定の条件を満たすことで、屋内に喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室を設置することができます。加熱式たばこ専用喫煙室では飲食などを行うことができますが、喫煙専用室では飲食や会議といった喫煙以外の行為を行うことができません。



喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室は、出入口の風速を毎秒0.2m以上確保することや、たばこの煙が漏れないように壁や天井などで区画すること、たばこの煙を屋外に排気するなどの措置を講じなければいけません。またこれらの施設の出入り口や室内に、指定された標識を掲示する必要があります。もちろん、これらの施設に20歳未満の人を立ち入らせてはいけません。

### 飲食店の特例

今年4月1日以降に新たに開設する飲食店については、オフィスや商業施設と同様に原則的に屋内は禁煙になります。喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室を設置することはできますが、従業員を含めて20歳未満の人を喫煙可能なスペースに立ち入らせることはできません。一方、3月31日以前から営業していた飲食店のうち経営規模の小さいものについては、今回の

改正に対応するには負担が大きいため、経過措置として現状の喫煙ルールを継続することができます。規模の大きさは客席面積と資本金で判断し、客席面積は100㎡以下、会社の資本金は5,000万円以下と定められています。

### 自治体による違い

自治体によっては、条例を制定して健康増進法よりも規制を厳しくしているところもあります。

例えば東京都では、小学校や保育所の敷地内では屋外であっても喫煙場所を設置することを禁止しています。健康増進法は、学校などの敷地内は禁煙としているものの、屋外に喫煙場所を設置することを認めており、東京都の条例のほうがより厳しいといえます。

### 事業者への支援

受動喫煙を防止するために喫煙室を設置するなどの対策を講じることは、事業者にとっては負担になります。そこで、対策を実施するために必要な経費のうち一定の基準を満たすものについては、助成金を交付する「受動喫煙防止対策助成金」制度があります。助成金の申請は、所轄の都道府県労働局で受け付けています。

また、認定経営革新等支援機関等による指導に基づいて経営改善設備の取得を行った場合には、法人税や所得税について特別償却や税額控除が受けられます。

## おせち料理

昔から、お正月には農耕をつかさどる「年神」が自宅にやってくると言われていました。生活の中心が農耕であった日本では、年神をもてなすことで1年の豊作を祈る風習がありました。「門松」は年神が最初に降り立つ目印、「しめ飾り」は祓い清められた領域、「鏡もち」は年神にお供えする食べ物、という意味があります。おせち料理も、鏡もちと同じように、年神にお供えする料理でした。お供え物のお下がりをいただくことを直会（なおらい）といい、神の力をいただくことを意味します。

おせち料理に重箱を使う理由は諸説ありますが、重箱を重ねることが「福を重ねる」や「めでたさが重なる」という意味につながることや、年賀のお客様にふるまいやすいことなどがあります。重箱は、四段重が正式だといわれていますが、最近では二段重や三段重が一般的のようです。各段の料

理の数は、5種や7種、9種にするのが、縁起が良いと言われています。

おせち料理には、様々な意味が込められています。例えば「紅白蒲鉾」は、紅はめでたさと慶びを、白は神聖を表すもので、おせち料理には欠かせません。「栗きんとん」は、黄金色に輝く財宝に似ていることや、「勝ち栗」が縁起の良いものとされていることから、豊かな1年を願う料理とされています。

最近では、様々な通販サイトが、おせち料理の早割予約を行っています。全国の有名な料亭のおせち料理を取り扱うサイトや、ローストビーフや生ハム、パイ包みなどが入った洋風のおせち料理を販売しているサイトもあります。また、おせち料理のレシピサイトでは、重箱に詰めるのではなく、お皿に盛りつけることや彩りに気を付けることで見栄えが華やかになることが紹介されています。おせちも「インスタ映え」を気にする時代なのでしょう。

## まるみえアグリ

農林水産省では、農業者が自由に経営展開できる環境を整備し、農業者の所得向上を図る取り組みを行っています。この取り組みの一つに「農業競争力強化プログラム」があります。

農業競争力強化プログラムに基づいて、農業者が資材の購入先や農産物の出荷先を選択できる環境や、農業に関する最新の研究成果を簡単に検索できるウェブサイト「まるみえアグリ」を開設しました。

まるみえアグリの一つである「アグリサーチャー」は、最新の研究成果の情報を手に入れることができるサイトです。調べたい分野についてカテゴリーから絞り込むことや、フリーワードで検索することができます。また、研究者の連絡先や市民講座などのイベント情報等も、手に入れることができるようです。

## ミールキット

食材とレシピがセットになったアイテムを「ミールキット」といいます。調理に必要な材料が必要な分量だけ入っていて、野菜を切ったり、炒めたりなど簡単な作業を行うことで調理ができます。ミールキットは、食材の宅配会社やコンビニエンスストア、大手ショッピングセンターなどが提供しています。仕事や家事・育児など忙しい

主婦や高齢者世帯などの利用が多く、短時間で調理ができることやメニュー数が豊富なので献立に悩まなくてもよくなることなど、ミールキットを利用すると様々なメリットがあるようです。また、魚の内臓を取ったり三枚におろしたりといった下ごしらえをしなくても良いので、料理が苦手な人にも好評です。ただ、値段が割高であることや賞味期限が短いことなど、デメリットもあるようです。